

## 第 87 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

- と き：令和 5 年 3 月 22 日（水曜日）16 時 00 分から 16 時 25 分まで
- ところ：大阪府庁本館一階 第四委員会室
- 出席者：吉村知事・危機管理監・政策企画部長・健康医療部長・福祉部長  
（リモート出席）海老原副知事・教育長・府警本部警備部長

### 【会議資料】

#### 会議次第

- 資料 1 - 1 新型コロナウイルス感染症 5 類感染症への位置づけ変更について
- 資料 2 - 1 専門家のご意見
- 資料 3 - 1 （参考）現在の感染・療養状況について

### 【知事】

- ・この新型コロナウイルスですけれども、5 月 8 日から 5 類に指定が変更になるということになりました。これに伴いまして、国の大きな方針も示されました。
- ・これを受けて、大阪府として今後の 5 月 8 日以降 9 月末までの医療提供体制、そして新型コロナの対策。何を継続していくのか、あるいは何について終了していくのか。これについて方針を決定していきたいと思えます。
- ・基本的には 5 類に移行するということになりますので、扱いが大きく異なることにはなりませんけれども、ウイルスがなくなったわけではありません。今後もおそらく波はやってくれると思えます。
- ・大阪の現状を見ますと、やはり高齢者施設にいらっしゃる方、こちらの方は非常にリスクが高いということになりますから、今後波が来ることも備えて、この高齢者施設にいらっしゃる方をいかにお守りするの、またリスクの高い方、いかにお守りするの、こうしたことも移行期間においては反映をさせていきたいと思えます。
- ・一方で、やはり 5 類に指定が変更されるという中で、このウイルスと共存して社会経済活動のある意味復活させていく、通常の社会に戻していくということも重要になってくると思えますので、その選択と集中をはっきりさせていきたいと思えます。
- ・とりわけリスクの高い方をお守りしながら、社会経済活動については、再生、そしてより復活させていくと、元の日常を取り戻していくということをやってまいりたいと思えます。
- ・また、医療機関におきましても、非常にリスクが高い方がいらっしゃいます。そして 5 類に変更されますので、今まで以上に多くの医療機関に、このコロナに対しての対応の仕方と、そして門戸を広げるということをやっていく必要がありますので、医療機関にも協力

を求めながら、またリスクの高い方をお守りしながら、5月8日から9月末までの移行期間、しっかりと対策をとっていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

- ・今日はその中身について専門家の意見もお聞きした上で、最終的な方針決定をしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

※資料1-1に基づいて、健康医療部長より説明。

※資料2-1に基づいて、健康医療部長より説明。

#### 【知事】

- ・一点確認ですけれども、移行期間と移行後ということでもまとめているんですが、一番最初の大元のところでの、国の予定というか位置づけの流れを見ると、9月30日、10月1日で検証となって、4月1日までの枠があるわけですけれども、これは基本的な考え方とすれば、9月末までの期間を移行期間と捉えて、そしてその後は、基本的にはその移行期間を終了するという事だけども、その間、これから9月30日まで何が起きるかわからないので、そういったことも踏まえて、状況によっては、それが4月1日までにする可能性がある。そういう読み方をすればいいということですかね。

#### 【健康医療部長】

- ・そうですね、もう少し移行期間の終期が9月末までというのが、様々な事業の中で記載をされるかと思ったんですが、9月末までと明記をされたのは資料1-1の10ページの真ん中の上の方にありますが、公費支援ですね、先ほど説明を省略いたしましたが入院に関する支援でありますとか、病床確保要請、入院調整。これについては9月末までということが明記をされております。相談窓口に対する国の財政支援についても9月末まで。それ以外につきましては、冬の感染拡大に向けた取り組み等ですね、検証を行って決定をするということになっております。とりわけ、高齢者施設対応等の終期を今明示することが難しいのではないかと思います。

#### 【知事】

- ・そうすると、まず法律上の位置づけとしての対策本部会議、ここは大阪府の対策本部会議ですけど、国は政府対策本部会議がある。
- ・5類に移行するということになりますから、5月8日で、大阪府の本部会議の会議体としては、一旦終了するっていうことになる。その上で、ただそうは言っても9月30日までの移行期間があつて、継続する事業もあつて、場合によっては、これは4月1日までとかというのが国の議論の中であるというのは、それは別の会議体としてこれを判断していくってことになるんですかね。

### 【健康医療部長】

- ・はい。この本部会議、措置法上の根拠を失うこととなりますので、本部会議といたしましては、5月7日、危機管理監のほうで最終決定いただきますが、終了ということになります。
- ・ただ、福祉部でありますとか、全庁で引き続き取り組む必要があるものがありますので、健康医療部のほうで何らかの庁内の連絡体制については検討をさせていただいて、庁内横断的な情報が知事にあがって、知事にご判断いただける体制を検討したいと思います。

### 【知事】

- ・そうしましたら、5月8日以降の大阪府の方針とすれば、この内容で決定をしたいと思います。
- ・大きくは、やはり5類に移行するという中でも、このウイルスがなくなるわけではありません。やはりリスクの高い方がいらっしゃいますし、波も来ると考えられます。
- ・その中で、この通常の疾病としてのオール医療体制をこの期間で確立していくということが一つ大きな目的であり、特に高齢者施設にいらっしゃる方、ハイリスクでいらっしゃる方をいかにお守りするのかということについて、これは福祉部と健康医療部と連携しながら、引き続き、移行期間において進めてもらいたいと思います。
- ・入院調整についても基本的には病病連携になりますが、この移行期間においては、妊婦さん、あるいはその透析患者さん、リスクの高い方がいらっしゃいますが、その中でも、介護ケアが必要な在宅の高齢者の方は、範囲に入れておりますので、やはり見ていますと、非常に介護度が高い方とか、あるいは病気をお持ちの、元々どうしても体力が非常に弱っている状態の方であったり、リスクが高い方をいかに、特に感染流行期にお守りするのかということが重要だと思っておりますので、ぜひそこは、この移行期間にしっかりと、よりここはある意味、移行期間終了後に自立もできるようにということの評価期間でもあると思っておりますので、しっかりと取り組んでもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。